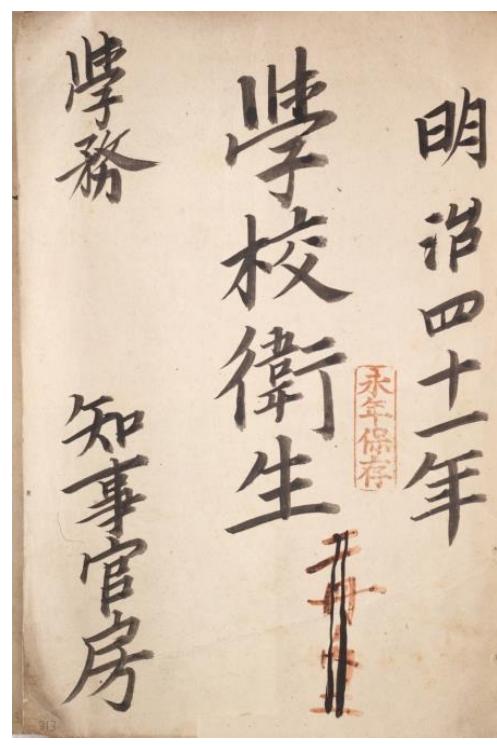


366

一 豊防	群馬縣立女子師範學校附屬小學校児童
二 放室	トロホーム児童ハ放室ノ内外ノ間ハ衣履 赤布片ヲ附ケ他ノ児童ト見別ウ易カ テシ可成ニ接スコトナカラシム
三 一定ノ場所	消毒器ヲ設置児童ニテ共 同遊戯ヲハ或ハ共用ノ唾輪球竿等之器 具ヲ使用セシ後ハ石灰酸水ニテ手ヲ洗ム
四 防護	群馬縣立女子師範學校附屬小學校児童
五 制	トロホーム児童統計表

367



④小学校における「トロホーム」対策

明治 41 年 (1908 年)

群馬県立女子師範學校附属小学校における「トロホーム」の予防と治療に関する要項です。予防として①罹患した生徒を見分けるために衣服に赤布片をつける②机に赤紙をつける③消毒器の設置④体操器具等の使用後の殺菌剤による手洗い⑤体操器具の消毒等が挙げられています。また、治療として春と秋の身体検査後に罹患した児童の保護者を集めて治療すべきことを知らせ、さらに夏季休業後には全治しない児童の保護者を呼んで引き続き治療の励行を促すとしています。

なお、トロホーム（現在はトロコーマ）は細菌が目に起こす感染症で、失明や視覚障害の原因となります（厚生労働省検疫 HP より）。

群馬県行政文書

「御真影勅語 学校衛生 資金及基本財産 統計・学事年報（学務）」

(A0181AOM 2507)